

## あしぎんインターネットバンキング利用規定

- あしぎんインターネットバンキングの内容
あしぎんインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、当行所定の申込手続きを完了し、当行がサービス利用を承認した契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）がパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」といいます。）やスマートフォン等の端末機（以下「端末機」といいます。）を通じて、インターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスを利用するものです。本サービスのご利用は、国内居住の個人の方に限り、お一人様につき原則1契約とさせていただきます。なお、契約者以外の以下の各条項をお承認のうえ、本サービスを利用するものとします。

- 本サービスの利用
  - 口座情報（残高・入出金明細）照会
  - 振込・振替取引
  - 定期自動送金取引
  - 定期預金取引
  - 投資信託取引
  - 外貨預金取引
  - ペイジー払込み
  - 公共料口座振替契約の申込み
  - ローン残高案内・繰上返済予約・住宅ローンの固定金利特約申込み
  - 口座変更届け
  - WEB口座切替
- 利用できる機器
本サービスの利用に際して使用できる端末機は、当行所定の仕様を完備したものに限りま
- 利用対象者
利用対象者は、当行所定の方法により、本サービスをお申込みいただいた個人のお客さまで、当行が利用を認められた方に限ります。

- 反社会的勢力との取引拒絶
本サービスは後記37.⑤各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。同項の各号の一つも該当する場合は、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。
- 本サービスの利用時間
本サービスの利用時間として、利用時間は後記2.の取引日より異なります。ただし、当行はこの時間を契約者が事前に通知することなく変更する場合があります。なお、当行の通知によらぬ工職工事等が発生した場合は、利用時間であっても契約者に連絡することなく利用を一時停止もしくは中止することがあります。
- 本サービスの休止
当行は、システム維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスの全部または一部を休止することができるものとします。この休止の時期および内容については、当行ウェブサイトへの掲載等により通知するものとします。

- サービスの利用
  - サービスの利用申込みの際には、サービスの対象となる預金口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を当行所定の方法により届出するものとします。
  - サービス利用口座は当行国内本支店の契約者各義の口座に限ります。
  - サービス利用口座として届出することができる預金科目・種類および口座数は、当行所定の範囲内に限ります。
  - 本サービス利用開始後にサービス利用口座の追加および削除を申込みむ場合には、申込みの都度当行所定の方法により届出するものとします。
  - サービス利用口座を解約した場合は、以後本サービスにおいて当該口座に関するサービス利用はできません。

- 代表口座
  - 契約者は、前記8.により届出したサービス利用口座のうち、普通預金（総合口座普通預金を含みます。）1口座をサービス代表口座として届出するものとします。代表口座は本サービスの利用の本サービスにおける利用印となります。
  - 代表口座を変更および削除することはできません。
  - 代表口座を解約した場合は、本サービス自動的に解約されるものとします。
- 手数料
  - 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料およびこれに伴う消費税等を申し受けます。
  - 前項の利用手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしで、当行所定の方法によりお届けいただいた代表口座から、毎月20日（休日の場合は翌営業日）に口座振替により引落しします。なお、利用手数料は、当行が契約者の申込手続きを完了した月の翌月分からお支払いただきます。
- 当行は、利用手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。今後、本サービスにかかる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに、当行所定の方法により引落し
- 前記①の利用手数料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の追加・変更に伴い、新設・変更する場合があります。新設・変更する際は、当行の定める方法により契約者へ告知します。

- 本人確認
本サービスのご利用について、当行は利用者をお客さまとし、契約者の本人確認は次の方法により行うものとします。
  - 本サービスを利用する際に、当行は端末機を通じて契約者から通知された以下の各号の情報と、当行に登録されている契約者から通知されたそれとを照合することにより本人確認を行います。
    - ログインID
    - ログインパスワード
    - 確認用パスワード（「ログインパスワード」「確認用パスワード」をあわせて以下「パスワード」といいます。）
  - 「ログインID」は、契約者が本サービスを最初にご利用される際に設定する6～12桁（英数字任意）の「契約者名を特定するもの」とします。
  - 契約者が最初に本サービスをご利用される際に必要となる「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」は、契約者が当行所定の方法により届出したパスワードとします。
  - 契約者ご本人サービスを最初にご利用される際に「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」の変更を行っていただきます。この変更手続きにより契約者が当行に届出たものを「ログインパスワード」および「確認用パスワード」とします。
  - 当行が前項までの方法に従って本人確認をして取引を実施したうえは、パスワードにつき不正使用、その他の事由があるとしても当行は当該取引を契約者の有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当行が責任を負いません。
  - 本サービスの利用に際して届出異なるパスワードの入力や連続して当行所定の回数を超えた場合、契約者は当該特定の時間が経過すると本サービスの利用ができません（以下「ロックアウト」といいます。）
  - ロックアウトが当行所定回数連続した場合、その時点で当行は本サービスの利用を停止（以下「利用期間」といいます。）します。本サービスの利用閉塞状態を解除し利用を再開するには、当行所定の方法により利用再開の手続きを行い、届出した「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」の変更により、改めて「ログインパスワード」および「確認用パスワード」をご登録いただきます。
  - パスワードの有効期限は、セキュリティ確保のため当行所定の期間としますが、契約者は一定期間毎にパスワードの変更を行っていただきます。有効期限に限りなく、連続して任意にパスワードの変更を行うことができます。この場合、契約者は変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行が受領した変更前のパスワードとあらかじめ当行が保有する最新のパスワードが一致した場合には契約者本人からの届出とみなし、パスワードの変更を行います。
  - パスワードは第三者に教えることなく、契約者ご自身の責任において厳重に管理してください。パスワードは本サービスをご利用いただいたためのものであり、当行行員であっても契約者におおねずることはありませ

- ワントタイムパスワード
  - ワントタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、スマートフォンでダウンロードされたパスワード生成機（以下「ソフトウェアトークン」といいます。）または、キーホルダー型のパスワード生成機（以下「ハードウェアトークン」といいます。）により生成および表示された可変的パスワード（以下「ワントタイムパスワード」といいます。）で、「ログインID」および「ログインパスワード」に加えて用いることにより、契約者ご本人であることを確認する一回限りの使い捨てパスワードです。

- トークンの発行
契約者がワントタイムパスワードの利用を希望する場合は、インターネットバンキングにログインのうえソフトウェアトークンもしくはハードウェアトークンのいずれを利用するか選択のうえトークンの発行手続きを行うものとします。契約者がソフトウェアトークンを選択した場合は、トークン発行手続き時に指定したスマートフォンに電子メールアドレス・電子メールを送信します。契約者は当該電子メールに基づきアプリをダウンロードしてソフトウェアトークンの取得を行います。またハードウェアトークンを選択した場合、当行が契約者の代表口座届出住所あてに送付したハードウェアトークンを利用します。
- ワントタイムパスワードの利用開始
契約者は、インターネットバンキングでワントタイムパスワードの利用開始手続きを行います。契約者が入力したワントタイムパスワードと当行が保有するワントタイムパスワードが一致した場合、当行は契約者からのワントタイムパスワードの利用開始依頼とみなしワントタイムパスワードの提供を開始します。

- ワントタイムパスワードによる本人確認手続き
ワントタイムパスワードの利用開始後は、当行はインターネットバンキングのログイン取引について、契約者から通知された「ログインID」「ワントタイムパスワード」に加え、ワントタイムパスワードによる本人確認を行います。
- ワントタイムパスワードの利用解除
  - ワントタイムパスワードがダウンロードしたスマートフォンの変更やワントタイムパスワードの利用中を希望する場合は、インターネットバンキングで利用解除手続きを行います。当行所定の方法で利用解除手続きが受けられない場合は、契約者は当行所定の方法で届出し、当行が利用解除手続きを行います。利用解除手続きの完了後は、契約者のログイン時の本人確認にワントタイムパスワードの入力は不要となります。なお、再度ワントタイムパスワードを利用する場合は、ワントタイムパスワード利用解除の一定時間以降に前記①および②の手続きを行います。

- ハードウェアトークンの利用中止を希望する場合は、インターネットバンキングで利用解除手続きを行います。契約者は当行所定の方法で利用解除手続きが行えない場合は、ハードウェアトークンを添えて当行所定の方法で届出し、当行が利用解除手続きを行う場合があります。
- ソフトウェアトークンの紛失等により添付できない場合、当行所定の取扱手続きが発生します。ソフトウェアトークンをダウンロードしたスマートフォン、ハードウェアトークンおよびワントタイムパスワードは契約者自身の責任において厳重に管理してください。
- ソフトウェアトークンをダウンロードした携帯電話またはハードウェアトークンを紛失、盗難に遭った場合は、速やかに当行に届出してください。当行への届出前に行方不明となった場合は、当行は責任を負いません。

- トークンの有効期限
トークンの有効期限は、トークンの有効期限が定めた場合は、その旨を通知します。ソフトウェアトークンを利用の場合は、ソフトウェアトークンから有効期限の更新手続きを行います。ハードウェアトークンを利用の場合は、インターネットバンキングから更新手続きを行います。
- 当行が保有するワントタイムパスワードと異なる内容により、所定の回数以上連続してワントタイムパスワードを入力した場合は、当行はインターネットバンキングの利用を停止します。再度、インターネットバンキングの利用を再開する場合は、契約者は当行所定の方法により届出するものとします。
- メール通知パスワード
  - メール通知パスワードとは、本サービス（ワントタイムパスワードを除きます。）の利用に際し、契約者の電子メールアドレスに対してお送りする可変的パスワード（以下「メール通知パスワード」といいます。）で、「確認用パスワード」に加えて用いることにより、振込取引の内容および契約者本人であることを確認するパスワードです。
  - 利用方法
    - メール通知パスワードの利用開始
ワントタイムパスワードをご利用されていない契約者は、インターネットバンキングでメール通知パスワードの利用開始手続きを行います。契約者から届出したメールと当行が保有するメール通知パスワードが一致した場合、当行は契約者から届出したメール通知パスワードの利用開始とみなしメール通知パスワードの提供を開始します。ワントタイムパスワードをご利用でない方は、メール通知パスワードを必須としません。
    - メール通知パスワードによる本人確認手続き
当行所定のお取引について「確認用パスワード」に加え、メール通知パスワードによる本人確認の手続きを行います。契約者が入力したメール通知パスワード等と当行が保有するメール通知パスワード等が一致した場合、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。電子メールアドレスは当行からの電子メールが宛定されるようにしてください。本サービスをご利用の際には、メール通知パスワードがない場合、一部サービスがご利用できない場合があります。
    - メール通知パスワードの有効期限および管理
メール通知パスワードは契約者がログインまたはメール通知パスワードが再度発行されるまで有効です。ログイン中は契約者ご自身で厳重に管理してください。なお、ログアウト後の管理は不要です。

- 取引認証
  - 取引認証とは、本サービスの利用に際し、端末機からインターネットを通じて当行所定の取引を行う際に、スマートフォンアプリもしくは電子メールを使用して他の本人確認を行う機能です。スマートフォンアプリの利用にあたっては、契約者が所蔵するスマートフォンに当行所定のワントタイムパスワードアプリのダウンロードが必要です。
  - 利用方法
    - 取引認証の利用開始
契約者が取引認証の利用を希望する場合は、本サービスにログインのうえ、当行所定の手続きにより取引認証の設定を行います。当行所定の手続きが完了した時点で取引認証の利用開始依頼とみなし、取引認証の提供を開始します。
    - 取引認証の利用
契約者は、取引認証対象取引の内容を確認のうえ、当行へ依頼した取引内容と一致している場合は、当行所定の承認操作を行います。契約者が承認操作を行った場合、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。
    - 取引認証の利用解除
取引認証の利用を解除する場合は、本サービスにログインの上、当行所定の手続きにより取引認証の解除を行います。

- 緊急停止
  - 契約者は、パソコンのウイルス感染やその他の理由により本サービスの利用を停止する必要があると判断した場合、自らの操作により本サービスを緊急停止（ロック停止）することができます。
  - 緊急停止を行った場合、予約された振込・振替取引は取り消しとなり、定期自動送金は処理を停止します。その他、投資信託、外貨預金、住宅ローンの当行所定取引については処理を行います。
  - 前記①により振込・振替等が取り消しおよび処理されないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - 本サービスの利用を再開する場合、契約者は当行所定の方法により届出するものとします。

- 取引依頼方法および取引内容の確定
  - 本サービスのサービスによる取引の依頼は、前記11.に従った本人確認が終了後、契約者が取引に必要な事項を当行所定の方法により正確に当行に送信することで、取引を依頼するものとします。
  - 当行が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、契約者が依頼内容を確認をします。その内容が正しい場合には、当行所定の方法で正確に確定し、この依頼内容の確認が各取引に必要な当行所定の確認時間以内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法で手続きを行います。
  - 当行が確認時間内に依頼内容の確認を受信したかどうかは、各取引の「ご依頼内容の照会」で契約者を確認するものとします。当行が確認時間内に依頼内容の確認を受信しなかった場合は、再度やり取りしてください。

- 各種取引に伴う資金および諸費用の引落し方法
  - 前記16.の契約者から届出した「引落し方法」は振込・振替資金、振込手数料等（以下各種取引に伴う資金および諸費用）とします。普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに、取引時に指定した代表口座または本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）から当行所定の方法により引落します。
  - 「各取引引に伴う資金および諸費用」の引落としが成立しなかった場合（口座残高（当座預金を利用できる金額を含みます。）の不足、当該口座の解約、その他当行所定の場合等）、ご融資の延滞、差押・仮差押・執行命令の対象になっており、そのことが事実を認知したときおよび本利用規定に反して利用された場合には、当該取引の依頼はなかつたものとして取扱われます。なお、何日間の滞り時刻を経過し、滞り続いた場合においても、当行は当該取引の手續きはしません。これにより発生した損害については、当行が責任を負いません。
  - 引落としが支払指定口座からの引落としが複数あり（本サービスによるものに限らず）、その引落総額が支払指定口座の支払可能残高（当座預金を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、その各号に該当する場合、投資信託取引サービスの取引はお取りしません。これにより、契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。受け付け後、取引を行うまでの間に以下の各号が生じた場合も同様とします。
- 定期預金の通帳、印鑑の喪失等をいたいだいた場合、定期預金を解約したくないことがあります。
- 定期預金取引にかかわらず、印鑑の喪失口座もしくは入金口座が当行所定の場合、取引できないことがあります。

- 投資信託取引
  - 投資信託取引サービスは、契約者のパソコン等からの依頼に基づき、投資信託の購入、売却およびそれらに付随する業務を行うサービスです。
  - 投資信託取引サービスの利用資格は18歳以上の方で、当行の規定・約款、関係法令、その他に従い、購入する投資信託の契約締結前交付書面（目録見本・補説書面）を事前に読み込みになり、約款等について十分理解したうえで契約者自らの判断と責任において取引を行うものとします。
  - 投資信託取引サービスを利用するには指定預金口座（普通預金口座）もサービス利用口座であることが必要です。
  - 購入・売却は、投資信託取引サービスの利用資格は18歳以上の方で、別途定められた取引口座（口座は当行所定の範囲内とします。）において、当行所定の時刻に行われ、指定された銘柄に依拠したうえで、電算システムにより自動的に実行されます。
  - 投資信託サービスは、株式や債券などの金融商品の価格変動で運用により、元金が保証されている商品ではありません。運用による損益は投資信託を購入された銘柄者に帰属します。
  - 以下各号に該当する場合、投資信託取引サービスの取引はお取りしません。これにより、契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。受け付け後、取引を行うまでの間に以下の各号が生じた場合も同様とします。
  - 購入金額が支払指定口座の残高を超えるとき（総合口座や随時決済型カードローンの残高は利用できません。）なお、引落しは引行者、取引は行いません。
  - 支払指定口座が解約済のとき。
  - 契約者より支払指定口座に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをしたとき。
  - 支払指定口座または受益権に対する差押等やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当と判断したとき。
  - 当行が、投資信託取引サービスの取引の一部または全部を停止または廃止したとき。なお、当行は、届出のあった変更人名簿を閲覧し、住所および電話番号に該当する住所を特定し、これにより契約者が住所を異にする場合がある場合とします。
  - その他、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当または不可能と判断したとき。
  - 取引を行う際には、法令等で定められた取引内容を記載した書類を契約者のお届けの住所まで郵送もしくは後記24.による電子交付を行いますので、直ちに記載内容を正確ください。

- 外貨預金取引
  - 外貨預金取引サービスは、契約者のパソコン等からの依頼に基づき、外貨普通預金口座・外貨定期預金口座の開設、外貨預金の取引の入出金、外貨定期預金の預入、解約予約およびそれに付随する業務を行うサービスです。なお、取扱いはできるサービス、商品は、当行所定の範囲とします。
  - 外貨預金取引サービスの利用資格者は18歳以上の方で、別途定める外貨普通預金規定、外貨定期預金規定にない、外貨普通預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）、外貨定期預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）を事前に読み込みになり、商品内容について十分理解したうえで契約者自らの判断と責任において口座開設および取引を行うものとします。
  - 外貨預金取引サービスによる外貨預金口座開設は代表口座と同一店舗に開設し、自動的にサービス利用口座として登録されます。
  - 外貨預金口座開設後、当行所定の方法により印鑑の届出を行うものとします。印鑑の届出がない場合、当行所定の取引が取り可能通貨は、当行所定の通貨とし、1回および1日ありたりの取引可能金額、単位は、当行所定の範囲とします。
  - 取引可能な時間は当行所定の日時とし、銀行営業日より前または後または当行所定の時間帯に受け付けたものについては、原則として当日引き扱いとして手続を行います。当行所定の時間以降および銀行休業日に受け付けたものについては、翌銀行営業日より引き扱われます。この振込取引はお取りしません。この場合、振込金額は振込手数料および消費税等を含みます。
  - 外貨定期預金の解約予約を行う場合は、本サービスに同通貨の外貨定期預金の登録が必要です。
  - 外貨定期預金取引の適用相場等については
    - 外貨預金取引において、円預金との間で資金移動を行う場合に適用する外国為替相場は、処理を行う日の当行所定の適用相場とし、適用する金利は、処理を行う日の当行所定の金利とします。

- 支払指定口座が解約済のとき。
- 契約者より支払指定口座に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
- 支払指定口座に対する差押等、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当と認めたとき。
- その他、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当または不可能と判断したとき。
- 依頼内容の変更
  - 前記16.（2）により振込・振替の依頼内容を確認した後は依頼内容を変更することはできません。
  - 依頼①の翌営業日より降当行の営業日を指定した予約取引の依頼の場合は、指定の日前日まで端末機から当行所定の方法により依頼の取消を行うことができます。
  - 依頼内容確定後の振込については当行がやむを得ないものと認めた場合のみ、依頼内容の取消（以下「組戻」といいます。）を受け付けます。この場合は当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取り扱います。なお、組戻については当行所定の手数料および消費税等も申し受けます。
  - 組戻は、支払指定口座の振込金額から振込金額の差引額を差し引きます。当該資金を当行所定の手続きにより契約者の支払指定口座に入金します。この場合、振込手数料および消費税等は返却しません。
  - 前号の処理後、改めて振込を依頼する場合は、新たな支払依頼として振込手数料および消費税等を申し受けます。
  - 前記③の場合において、振込先入金の金融機関がすでに振込通帳を受信しているときは、組戻ができないことがあります。この場合により、受け取との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料および消費税等は返却しません。
- 当行は振込・振替にかかる受付書（領収書）は発行しません。
- キャッシュカードで決済できない場合、振込・振替がご利用いただけない場合があります。

- 定期自動送金取引
  - 定期自動送金取引の範囲
    - 当行は、定期自動送金の指定日に契約者が指定した支払指定口座から、送金金額を引落しうえ、契約者が指定した当行本支店の預金口座および他の金融機関の国内本支店の預金口座までに送金の処理を行います。
    - 定期自動送金の支払指定口座に登録できる口座は、インターネットバンキングに登録されている普通預金口座とします。
    - 送金日指定は1回～3日とし、指定日がない場合は、銀行日指定とし、振込先として登録されている預金指定のない口座のうち当行所定の科目とします。
    - 送金金額は、当行所定の範囲内もしくは振戻額とし、
    - 定期自動送金の利用による振込については、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税等を申し受けます。
  - 定期自動送金取引の依頼
    - 本サービスによる定期自動送金取引を依頼する場合には、当行所定の方法および当行所定の期日までに、送金先口座、金額、送金日指定日、振込先口座の登録と入金の手続きを行います。
    - 送金日指定は1回～3日とし、指定日がない場合は、銀行日指定とし、また、送金日指定日銀行休業日の場合、あらかじめ指定された「前営業日」または「翌営業日」に送金処理を行います。
    - 1日あたりの送金額は、当行所定の金額の範囲内で契約者が当行所定の方法により届出た支払限度額の範囲内とします。なお、ワントタイムパスワードの利用がない場合の支払限度額は、当行所定の金額とします。
    - 契約者の支払限度額が変更された場合、その時点ですでに登録されている定期自動送金については、変更後の支払限度額にかかわらず処理するものとします。
    - 当行が本サービスで決済できない場合、振込内容等と登録された口座は、振込取引を停止することがあります。
    - 以下の各号に該当する場合、定期自動送金サービスの取引のお取りはしません。これにより契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。受け付け後、取引を行うまでの間に以下の各号が生じた場合も同様とします。
    - 支払口座の支払可能残高が指定の送金額（振込手数料を含みます。）に不足するとき。なお、取引が不成立となった後、支払指定口座へ入金等により支払指定口座の支払可能残高が送金額に達した場合でも、引き落としは行わず、取引は行いません。
    - 支払指定口座が解約済のとき。
    - 当行は振込・振替にかかる受付書（領収書）は発行しません。
    - 支払指定口座に対する差押等、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当と認めたとき。
    - その他、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当または不可能と判断したとき。
    - 入金却等
「資金指定口座該当なし」等の事由により送金先金融機関から振込資金が返却された場合、当行は当該資金を返却日をもって支払指定口座に入金するものとします。なお、この場合の振込手数料および消費税等は返却しません。
  - 契約の変更または取り消しについては、端末機から当行所定の方法により届出するものとします。
  - 当行は定期自動送金にかかると受付書（領収書）は発行しません。

- 定期預金取引
  - 本サービスにおいて契約者は、「サービス利用口座」として届出いただいている定期預金口座（積立定期預金口座を含みます。）について、定期預金の入金・解約およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができます。なお、本サービスで取扱いのできる定期預金は当行所定の商品とします。また本規定に別段の定めのない場合には、当行の「定期預金規定」および「普通預金規定」により取扱います。
  - 契約の変更または取り消しについては、端末機から当行所定の方法により届出するものとします。
  - 当行は定期自動送金にかかると受付書（領収書）は発行しません。

- 定期預金取引
  - 本サービスにおいて契約者は、「サービス利用口座」として届出いただいている定期預金口座（積立定期預金口座を含みます。）について、定期預金の入金・解約およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができます。なお、本サービスで取扱いのできる定期預金は当行所定の商品とします。また本規定に別段の定めのない場合には、当行の「定期預金規定」および「普通預金規定」により取扱います。
  - 契約の変更または取り消しについては、端末機から当行所定の方法により届出するものとします。
  - 定期預金の入金または振替等の場合の元金・利息等は、契約者が指定した「サービス利用口座」より支払または入金するものとします。
  - 定期預金の解約において、総合口座定期預金の貸越をご利用いただいている場合は、元金・利息等の入金口座を総合口座定期預金の指定預金口座のみとさせていただきますこととなります。
  - 当行所定の時間帯に契約者が取引依頼を完了したものについては、当行は所定の処理を行います。なお、定期預金入金に引きあがる金額は、総合口座定期預金規定により取扱います。
  - 当行が満期日前（振込定期預金の振込期間満了の場合を含みます。）の定期預金の解約に応じる場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。
  - 当行が定期預金の解約にかかる利息の計算書を発行しません。
  - 定期預金の通帳、印鑑の喪失等をいただいた場合、定期預金を解約したくないことがあります。
  - 定期預金取引にかかわらず、印鑑の喪失口座もしくは入金口座が当行所定の場合、取引できないことがあります。
- 投資信託取引
  - 投資信託取引サービスは、契約者のパソコン等からの依頼に基づき、投資信託の購入、売却およびそれらに付随する業務を行うサービスです。
  - 投資信託取引サービスの利用資格は18歳以上の方で、当行の規定・約款、関係法令、その他に従い、購入する投資信託の契約締結前交付書面（目録見本・補説書面）を事前に読み込みになり、約款等について十分理解したうえで契約者自らの判断と責任において取引を行うものとします。
  - 投資信託取引サービスを利用するには指定預金口座（普通預金口座）もサービス利用口座であることが必要です。
  - 購入・売却は、投資信託取引サービスの利用資格は18歳以上の方で、別途定められた取引口座（口座は当行所定の範囲内とします。）において、当行所定の時刻に行われ、指定された銘柄に依拠したうえで、電算システムにより自動的に実行されます。
  - 投資信託サービスは、株式や債券などの金融商品の価格変動で運用により、元金が保証されている商品ではありません。運用による損益は投資信託を購入された銘柄者に帰属します。
  - 以下各号に該当する場合、投資信託取引サービスの取引はお取りしません。これにより、契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。受け付け後、取引を行うまでの間に以下の各号が生じた場合も同様とします。
  - 購入金額が支払指定口座の残高を超えるとき（総合口座や随時決済型カードローンの残高は利用できません。）なお、引落しは引行者、取引は行いません。
  - 支払指定口座が解約済のとき。
  - 契約者より支払指定口座に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをしたとき。
  - 支払指定口座または受益権に対する差押等やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当と判断したとき。
  - 当行が、投資信託取引サービスの取引の一部または全部を停止または廃止したとき。なお、当行は、届出のあった変更人名簿を閲覧し、住所および電話番号に該当する住所を特定し、これにより契約者が住所を異にする場合がある場合とします。
  - その他、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当または不可能と判断したとき。
  - 取引を行う際には、法令等で定められた取引内容を記載した書類を契約者のお届けの住所までに郵送もしくは後記24.による電子交付を行いますので、直ちに記載内容を正確ください。

- 外貨預金取引
  - 外貨預金取引サービスは、契約者のパソコン等からの依頼に基づき、外貨普通預金口座・外貨定期預金口座の開設、外貨預金の取引の入出金、外貨定期預金の預入、解約予約およびそれに付随する業務を行うサービスです。なお、取扱いはできるサービス、商品は、当行所定の範囲とします。
  - 外貨預金取引サービスの利用資格者は18歳以上の方で、別途定める外貨普通預金規定、外貨定期預金規定にない、外貨普通預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）、外貨定期預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）を事前に読み込みになり、商品内容について十分理解したうえで契約者自らの判断と責任において口座開設および取引を行うものとします。
  - 外貨預金取引サービスによる外貨預金口座開設は代表口座と同一店舗に開設し、自動的にサービス利用口座として登録されます。
  - 外貨預金口座開設後、当行所定の方法により印鑑の届出を行うものとします。印鑑の届出がない場合、当行所定の取引が取り可能通貨は、当行所定の通貨とし、1回および1日ありたりの取引可能金額、単位は、当行所定の範囲とします。
  - 取引可能な時間は当行所定の日時とし、銀行営業日より前または後または当行所定の時間帯に受け付けたものについては、原則として当日引き扱いとして手続を行います。当行所定の時間以降および銀行休業日に受け付けたものについては、翌銀行営業日より引き扱われます。この振込取引はお取りしません。この場合、振込金額は振込手数料および消費税等を含みます。
  - 外貨定期預金の解約予約を行う場合は、本サービスに同通貨の外貨定期預金の登録が必要です。
  - 外貨定期預金取引の適用相場等については
    - 外貨預金取引において、円預金との間で資金移動を行う場合に適用する外国為替相場は、処理を行う日の当行所定の適用相場とし、適用する金利は、処理を行う日の当行所定の金利とします。

- ②適用相場および金利は、本サービスの取引画面およびご利用のインターネットバンキング取引で適用される相場および金利は、当行本支店窓口公表している外為替相場および金利と異なる場合があります。その場合は、インターネットバンキング取引で適用される相場および金利を適用します。
- ③インターネットバンキング取引で適用される相場の公表後、為替市場における相場が大きく変動した場合などは、インターネットバンキング取引の適用相場を見直すことがあります。この場合、取引を一時的に停止もしくは中止することがあります。
- ④外貨預金口座への預入時に要した外貨額と、外貨預金口座からの払出時に外貨額との差額、すなわち為替差損益はすべて契約者が帰属します。
- ⑤外貨預金口座において、当行にて処理が完了した取引は取り消すことができます。
- ⑥以下の各号に該当する場合、外貨預金取引サービスの取引は取扱いしません。これにより契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。受け付け後、お取引を行ってからの各号が当てはまる場合と同様とします。
- ⑦①に定める対象口座に支払可能な預金を残さず、なお、取引が成立しない場合、支払指定口座へ入金等により支払指定口座の支払可能額が取引依頼金額に達した場合でも、引落しは行わず、取引は行いません。
- ⑧支払指定口座に入金指定口座が解約済みのとき。
- ⑨契約者より支払指定口座に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
- ⑩支払指定口座もしくは入金指定口座に対する差押等やその他の不正行為があり、当行が取引を不適当と認めたとき。
- ⑪その他、やむを得ない事由があり、当行が取扱いを不適当または不能と判断したとき。

## 24. 電子交付サービス

- (1)サービスの利用
- 電子交付サービスとは、②に定める対象書面について、紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービスをいいます。
  - 電子交付書面とは、対象書面のうち電子交付されるものをいいます。
  - 契約者は、電子交付サービスを利用する場合、当行所定の方法により申込手続きを行うものとします。
- ②対象書面  
金融商品取引法その他関連法令等によって定められた書面および当行が交付する通知書面のうち当行所定の書面とします。
- ③電子交付の方法  
金融商品取引法は、金融商品取引法その他関連法令等で定められるもののうち、当行が選択する方法とします。電子交付を行うにあたっては、当行はその方法および内容を契約者に表示し、書面または電磁的方法により承諾を得るものとします。
- (4)電子交付の留意点  
当行は、電子交付サービスの提供にあたり、以下の各号の場合取扱うものとします。
- 契約者は、電子交付サービスを利用するために必要な環境をご用意いただく必要があります。
  - 電子交付書面は、書面ごとく電子交付が紙媒体による交付かを選択することはできません。
  - 当行は、契約者からあらかじめ通知された利用方法が変更された場合、利用方法を通知することがあります。
  - 当行は、システムメンテナンスのために、電子交付サービスの全部または一部のサービスを予告なく停止することがあります。
  - 法令、諸規程の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、電子交付サービスの利用期間中であっても電子交付でなく、紙媒体による交付を行うことがあります。
- (5)電子交付サービスの契約等

- 当行は、契約者があらかじめいずれかに該当する場合には、電子交付を取りやめ、対象書面を紙媒体により交付します。
- 契約者が電子交付サービスを解約した場合は、①に該当する旨を通知する必要があります。
- 本サービスの解約および電子交付サービスが終了した場合。
- 当行が電子交付サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合。
- 当行が電子交付サービスの提供を終了した場合。

## 25. ペイジー払込み

- (1)ペイジー払込みとは、あらかじめ登録されたサービス利用口座のうち、契約者が指定した支払指定口座（定期性預金口座を除きます。）から払込資金を引落し、当行の口座に収納機に対して、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うことをいいます。
- (2)料金等の払込みを行うときは、当行が定める方法および操作手順に従ってください。
- (3)ペイジーの支払い履歴額
- 1日あたりのペイジー払込み金額は、当行所定の金額の範囲内で契約者が当行所定の方法により届出した支払限度額の範囲内とします。なお、月間パスワードの利用がない場合の支払限度額は、当行所定の金額とします。
  - 契約者の支払限度額を変更された場合、その時点であらかじめご依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の支払限度額が適用されます。当行所定の範囲を超え、かつご依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の支払限度額が適用されず、当行所定の範囲内とします。
- (4)ペイジー払込みの利用にあたっては、契約者がインターネットを通じて当行所定の画面から、収納機関から通知された収納機関番号、お客さま番号（または納付番号）、確認番号、その他当行所定の事項を入力して、収納機関に対する納付情報または請求料金を照会し、ただし、契約者が収納機関のウェブサイトにログインすると、納付情報または請求料金を確認したうえで各種料金の支払方法としてペイジー払込みを選択した場合は、この限りではありません。当行のインターネットバンキングに引き継がれた当該請求情報または納付情報を確認したうえで、当行所定のパスワードを正確に入力してください。当行で受信されたパスワードとあらかじめ納行に登録されたパスワードの一致を確認した場合には、契約者から依頼を完了とします。
- (5)料金等の払込みは、当行が本人確認および払込み内容を確認して払込資金を支払指定口座から引落し、収納機関が確認した時に確定するものとします。
- (6)支払指定口座からの引落しにあたっては、普通預金規定、総合口座引当規定、貯蓄預金規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等の届出なしで支払指定口座から引落しうえ、当行所定の収納機関に払込みを行います。ただし、以下の各号の場合は払込みを行うことができます。
- ①申込内容に基づく払込金額に当行所定の手数料を加えた金額が、手続時点において契約者の口座より払い戻すことのできる金額（当座振替を利用できる範囲内を指します。）を超えるとき。
  - ②1日あたりの利用金額が、当行所定の範囲を超えたとき。
  - ③支払指定口座が解約済みのとき。
  - ④契約者より支払指定口座に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
  - ⑤取扱い間から納付情報または請求情報についての所定の確認ができなくなったとき。
  - ⑥その他、やむを得ない事由があり、当行が取扱いを不適当または不能と判断したとき。
- (7)ペイジー払込みの利用履歴は、当行所定の利用履歴としますが、収納機関の利用履歴の変動等により、当行が定める利用期間内でも利用がないことがあります。また、利用期間内であっても、払込依頼に対して当行が当行所定の内容を確認する等の際に当行所定の処理期間内での手続きが完了しない場合には、お取扱いきえない場合があります。
- (8)料金等の払込みの帰属先は、払込みの取消・変更はできません。
- ⑨当行は、料金等の払込みにかかる領収書（領収書）を取扱いません。また、収納機関の請求情報または納付情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等其他納納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- ⑩収納機関からの連絡により一度受け付けた料金等の払込みが取消となることがあります。
- ⑪当行または収納機関の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、ペイジー払込みの利用が停止されることがあります。ペイジー払込みの利用を再開するには、あらかじめ届出または収納機関の手続きを行ってください。

26. 公共料口座振替契約の申込み
- (1)本サービスにより、契約者は代表口座またはサービス利用口座の普通預金口座（総合口座普通預金を含みます。）を引落口座として公共料金の支払に関する預金口座振替契約の申込みをすることができます。ただし、申込み可能な収納機関は当行所定の収納機関に限りです。
- (2)前項に定める預金口座については、別途定める「預金口座振替規定」に基づきます。なお、
- (3)収納機関への預金口座振替契約の届出は、原則として当行が契約者の許可により行います。
- (4)預金口座振替の開始時期は、前記③の届出に基づき各収納機関任意の時期となります。預金口座振替の開始時期について当行は責任を負いません。
- (5)本件の取扱いに関して紛争が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

27. ローン取引
- (1)ローン残高照会・繰上返済予約・住宅ローンの固定金利特約申込み（以下「ローンサービス」といいます。）、は、契約者のパソコン等により、当行でお借入のローンについて以下の各号の取引のうち、当行所定の取引を依頼できるサービスをいいます。
- 残高照会
  - 繰上返済シミュレーション
  - 繰上返済予約
  - 繰上返済予約内容の確認・取消
  - 固定金利特約シミュレーション（住宅ローンのみ）
  - 固定金利特約申込み（住宅ローンのみ）
  - 固定金利特約申込み内容の確認、取消（住宅ローンのみ）
  - ローンサービスは、本サービス契約者のうち当行所定の条件に該当した場合にご利用することができ、契約者からの申込みは必要ありません。
  - ローンサービスの対象となるローンは当行所定のローンとします。なお、繰上返済予約および固定金利特約申込み（住宅ローンのみ）の利用が可能なローンであっても、ローンの返済状況によっては取扱いできない場合があります。
  - ローンサービス手数料、固定金利特約申込み（住宅ローンのみ）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の届出なしに、ローン返済口座から当行所定の日に当行所定の方法により引落します。
  - 繰上返済予約の受付
    - 当行所定の返済口座・繰上返済予約を行うことができます。
    - 繰上返済申込による返済口座は、ローン契約者の消費者ローン契約書に従いますので、インターネットバンキングA利用口座と異なる場合があります。
    - 繰上返済予約の受付は、次に定める取扱いできません。この場合、取引または管理店て手続きを行うものとします。A. 毎月返済および増額返済の削減金の変更
    - B. 増額返済部分のみの繰上返済

- 住宅ローンの全額繰上返済
  - 繰上返済を行う場合は当行所定の方法により取扱うものとし、この条項に定めのない事項については、ローン契約時の消費者ローン契約書およびこれに付随する契約書等（以下「原契約等」といいます。）に従うものとします。
  - 繰上返済予約の受付と使用による「繰上返済元金率」という表現は、元金の旨を指す場合と、元金債を指す場合があります。インターネットは当行所定の日・当行所定の時間帯にて申込可能です。
  - 繰上返済・契約者が返済義務を取扱いていない場合、もしくは連帯保証人がいる場合は、あらかじめ連帯債務者・連帯保証人の同意があるものとして取扱いします。
  - 繰上返済予約の申込みは、当行がその内容を確認した時点で予約が確定したものとし、繰上返済日に処理を行います。
  - 繰上返済の申込み受付後に、自宅または勤務先等に申込内容の確認の連絡をさせていただいた場合があります。
  - 繰上返済予約の取消は、当行所定の時間帯となります。
  - 繰上返済により増額返済部分の返済済みがある場合には、繰上返済元金利率に含めるものとし、繰上返済日に支払うものとして取扱いします。
  - 繰上返済により返済期間等、原契約等の契約内容は、繰上返済の処理が行われた時点で変更し、効力を有するものとし、また、別途変更契約書等の締結は行わないものとします。
  - 繰上返済元金利率および繰上返済手数料は、繰上返済の前日までに原契約等で定める口座に入替するものとなります。残高不足等の理由により引落しできない場合には、当該返済予約はなかったものとして取扱いします。
  - 繰上返済予約の申込みを受理した場合はなお、以下の場合には繰上返済処理は行わず、当該返済依頼はなかったものとして取扱いします。
    - A. すべての取引店または管理店にて繰上返済の申込みがなされているとき
    - B. 返済用口座に支払停止等の制限がなされているとき
    - C. 約定返済が遅れているとき
    - D. 民事再生手続など法的整理（手続き）中のあるとき
    - E. その他、当行が取扱いを不適当または不適切と判断したとき
  - 繰上返済に伴い、保証料の返戻が発生する場合は、後日返済口座へ返戻保証料を入金します。
- 電子交付の受付
  - 当行所定の住宅ローンについては、借入条件のうち金利種別の変更を行うことができます。なお、金利種別の変更とは、固定金利期間が終了する場合に再び固定金利を選択する、または変動金利から固定金利へ変更することをいいます。
  - 固定金利特約の受付は、次に定める取扱いはできません。この場合、取引店または管理店て手続きを行うものとします。A. すべての取引店または管理店にて固定金利特約の申込みがなされているとき
  - B. 返済用口座に支払停止等の制限がなされているとき
  - C. 約定返済が遅れているとき
  - D. 民事再生手続など法的整理（手続き）中のあるとき
  - E. その他、当行が取扱いを不適当または不適切と判断したとき
  - 固定金利特約の取引を行う場合は当行所定の方法により取扱うものとし、この条項に定めのない事項については、ローン契約時の消費者ローン契約書およびこれに付随する契約書等（以下「原契約等」といいます。）に従うものとします。
  - 固定金利特約日は原契約日は変更しない固定金利特約日とし、当行所定の時間帯までに申し込まずるものとします。
  - 当行は、契約者から住宅ローン固定金利特約の申込内容を確認の上、申込内容に基づき住宅ローン固定金利特約の手続きを当行所定の方法で取扱うものとします。
  - 固定金利特約の申込み受付後、民事再生手続など法的整理（手続き）中のあるとき
  - 固定金利特約の申込みをもって内容を確定し契約のものとし、契約の効力は固定金利特約手続きが完了した時点で確定し、もとのとします。なお、お申込内容については、別途変更契約書等の締結は行わず、変更後の契約内容についてはお取引画面にて確認するものとします。
  - 固定利率処理時の店頭表示額を適用します。
  - 固定利率処理時にかかる手数料は、固定金利特約日の前日までに原契約書で定める口座に入替するものとします。
- ②注意事項
  - ①シミュレーションの結果は、あくまで概算であり、実際の手続き結果と異なる場合があります。
  - ②住宅ローンを利用し、住宅借入金等特別控除の適用を受けたい契約者が、一部繰上返済を行うことにより、繰上返済後の返済期回（初回返済日から繰上返済後の最終返済日まで）が10年未満（元金の返済回数が120回未満）となる場合には、住宅借入金等特別控除の対象外となり、手続き以降の控除の適用を受けられなくなります。
  - ③住宅ローンを利用し、本年の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」をすでに受取たい契約者が、本年または一部繰上返済をした場合、年末予定金額が変わりますので、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の再発行が必要となります。再発行については取引店または管理店窓口にお申出ください。

## 28. 住所変更届

- (1)本サービスより住所変更の受け付けをした場合は、届出いただいている代表口座およびサービス利用口座についてすべて変更します。
- (2)代表口座およびサービス利用口座において、投資信託・公債の取扱いがある場合については、本サービスによる住所変更の届出の際、別途当行所定の書類を当行提示するものとします。当行住所変更受け付け後当行所定の期間、処理を保留し書類の提示がない場合は住所変更の依頼取り消されたものとして処理します。
- (3)以下の各号の場合については、本サービスによる住所変更の受け付けはできません。別途、当行本支店の窓口での手続きが必要となります。なお、契約者のお取引の内容によっては、当行からお取引内容について確認させていただく場合があります。
- ①ワンタイムパスワードの利用が不適切とき。
  - ②代表口座またはサービス利用口座において、事業性のご融資、当座預金、財形預金、マル優・特別マル優のいずれかの取扱があるとき。
  - ③住所変更の手続きは、住所変更の受け付けが完了するまで当行所定の日数がかかります。
  - ④届出事項の変更は当行へ通知した届出事項の変更が実施されるまで旧届出事項に従い当行が実施した手続きにより契約者が生じた損害については、当行の責による場合を除き当行は責任を負いません。

## 29. WEB口座切替

- (1)WEB口座切替サービスとは、契約者のパソコン等からの依頼に基づき、従来の預金通帳（紙媒体の通帳）を発行する口座へ「WEB有通口」といいます。なお、預金通帳（紙媒体の通帳）を発行しない口座（以下「WEB口座」といいます。）は、切替サービスの対象外です。
- (2)切替サービスのサービス（以下「切替サービス」といいます。）です。
- (3)WEB口座切替の対象口座は、本サービスの代表口座、サービス利用口座として登録済の「普通預金口座（総合口座の普通預金も含みます。）」です。
- (4)上記「普通預金口座（総合口座の普通預金も含みます。）」のうち、以下のいずれかに該当する口座は、切替サービスの対象外です。
  - ①キャッシュカード未発行口座
  - ②当行所定のサービス設定口座
  - ③その他、当行所定の口座
  - ④預金通帳が総合口座（総合口座の定期預金が積立定期預金口座や定期預金通帳が別開になっている場合を除きます。）の普通預金、切替サービスによる切替により総合口座定期預金も同時にWEB口座に切替えます。なお、総合口座定期預金口座がサービス利用口座として登録がない場合、自動的にサービス利用口座に登録します。（登録まで当行所定の日数が必要となります。）
  - ⑤切替サービスによる切替え以後、当行本支店の窓口、ATMへ通帳を使ったお取引（通帳記帳、預金の入金金等）は全て利用できません。預金の入金金等、原則本サービスまたは足利銀行アプリもしくは、キャッシュカードを使用するうえATMで行うものとします。なお、WEB口座を有通口にする際には、当行本支店窓口で当行所定の申込みが必要となります。普通預金口座から総合口座定期預金口座へ設定されている場合、総合口座定期預金口座も有通口にて切替えます。有通口にて切替える際は、当行所定の切替手数料（通帳再発行手数料）が必要となります。
  - ⑥本サービスもしくはキャッシュカードを解約される場合は、有通口にて切替えただただ、普通預金口座自体を解約していただくこととなります。有通口にて切替える際は、当行所定の切替手数料（通帳再発行手数料）が必要となります。
  - ⑦入出金明細照会の照会期間は最大13ヶ月であり、照会期間を経過した手続情報は照会できません。過去の入出金明細は、必要に応じて契約者が保存するものとします。
  - ⑧WEB口座を有通口にする際は、当行本支店窓口で当行所定の申込みが必要となります。普通預金口座から総合口座定期預金口座へ設定されている場合、総合口座定期預金口座も有通口にて切替えます。有通口にて切替える際は、当行所定の切替手数料（通帳再発行手数料）が必要となります。
  - ⑨本サービスもしくはキャッシュカードを解約される場合は、有通口にて切替えただただ、普通預金口座自体を解約していただくこととなります。有通口にて切替える際は、当行所定の切替手数料（通帳再発行手数料）が必要となります。
  - ⑩電子メールによる各種取引のご通知
    - 契約者から前記②に定める「届出」（一部を除きます。）を当行が本サービスで受け付けた場合、当行は各種取引の受付内容を記載した電子メールを契約者へお届出しし、契約者が登録した電子メールアドレスに発信します。また、契約者が通知したものとみなします。この当行所定の通知方法に同意いただけない場合、本サービスのお取引はできません。なお、電子メールアドレスの登録は、本サービスの初回ご利用時の登録画面で登録するものとします。
  - ⑪届出事項の変更
    - 預金口座等についての印鑑、氏名、住所、電話番号、本サービスに登録している代表口座・サービス利用口座等届出事項に変更があった場合は、各種預金規定および他の利用規定に従い直ちに当行所定の方法により届出ください（前記28.による）。
    - 取扱いの増減の追加
      - 契約者は本サービスに今後追加される取引または機能については、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。
    - 取引内容の確認等
      - ①本サービスにより行った取引については、原則当行所定の方法により本サービスを利用して照会することができます。今後利用可能取引が追加される場合も、原則として同様になります。
      - ②本サービスにより振込・定期預金を行った後は、すみやかに本サービスまたは足利銀行アプリによる照会もしくは、当行のATM等により取引内容を確認することができます。
      - ③本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての磁気記録など当行記録内容を正当なものとして取扱いします。

34. 海外からの利用
- ①原則として、国内からのご利用に限りです。
  - ②契約者がサービスを海外からご利用になる場合、各国の法令、制度、通信事情、その他の事情を考慮し、当行が責任を負い、契約者の責任により行うものとします。
  - ③各国の法令、制度の変更等により本サービスが特定の地域で利用できなくなったりした場合もしくは利用に適さない場合、当行から通知することなく本サービスの一時利用中止もしくは解約を行うことができるものとします。
35. パスワード等の盗用による損害
- ①パスワード等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用され生じた取引については、契約者の責によらず生じ、かつ当行所定の条件を満たす場合、契約者は当行に対し当該取引にかかると引金（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の損害を請求することができます。
  - ②当行は、契約者の請求が処理に定める段階であることを確認の上、別途定める「インターネットバンキングの不正使用による預金被害補償規定」により、当行所定の範囲内で補てんするものとします。
36. 免責事項等
- ①以下の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能、不正使用等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
    - ①災害、事故、裁判所等の機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
    - ②公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときと同回線上で盗奪等がなされたことにより契約者のパスワード等や取引情報等が漏洩したとき。
    - ③当行および金融機関の共同システムの運営者が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
    - ④当行および金融機関の共同システムの運営者が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路の断絶によって盗奪等がなされたことにより契約者のパスワード等や取引情報等が漏洩したとき。
    - ⑤漏失したパスワード等の複製が、契約者や第三者の不正行為により行われ、当行に通知されなかったことにより、当行以外の金融機関の取扱いに支障が生じたことによる損害。
    - ⑥当行の責めに帰すべき事由がなかったとき。
  - ②契約者の端末機の設定変更およびその他の利用環境の変更や端末機のアップグレード等が行われた際に、操作が変更またはご利用いただけなかった場合があります。それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - ③本サービス申込みの際に契約者が当行所定の申込書に押印した代表口座またはサービス利用口座の印影を、当行届出時の登録済代表口座と同一の注意を払って照会し、相違ないことを取扱いしたうえで、その届出の書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - ④インターネット等による本サービス盗用、サービス利用口座乗っ取、削除および口座開設の際は、契約者が端末機から送信したパスワード等と当行に事前に登録したパスワード等とを照らし、その一致が確認された場合は、パスワードにつき不正使用、その他の事故があっても当行は当該取引に有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - ⑤契約者は本サービスの利用に際し、公衆電話回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が定める取扱いに同意して承知したものとみなします。本サービスに使用する端末機および通信媒体（以下「取扱い機器」といいます。）が正常に動作する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により取扱い機器が正常に稼働することについては保証するものではありません。万一、取扱い機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合は、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
  - ⑥本サービスへの提供にあたり、当行が当行所定の方法で本人確認手続きを行ったうえで送信者を契約者と認め取扱いした場合は、前記⑤に定める場合を除き、取扱い機器および通信媒体らびにパスワード等による偽造・変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害について当行は責任を負いません。

37. 解約等
- ①本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後に有効となります。
  - ②当行の都合によるこの契約を解約する場合は、届出住所等に解約の通知を行います。当行が解約の通知を届出住所等へ発信したにもかかわらず、通知が未着・照会できない場合は不良着（受取拒否の場合も含みます。）の場合は、通常到着するまでに到達したものとみなします。
  - ③サービス利用口座が解約された場合、同時に当該口座に関する本契約は解約されたものとします。また、代表口座が解約された場合、本契約は全て解約されたものとします。
  - ④契約者が以下の各号の事由があっても生じた場合は、当行はいつでも契約者と通知することなく本契約を解約できるものとします。
    - ①相続の開始があったとき。
    - ②支払停止または破産、民事再生手続開始の申込があったとき。
    - ③成年後見、補佐、補助、または任意後見人選任の申立があったとき。
    - ④公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときと同回線上で盗奪等がなされたことにより契約者のパスワード等や取引情報等が漏洩したとき。
    - ⑤電子交換の取引を引継ぎ処分を受けたとき。
    - ⑥住所変更の届出を怠ると契約者のために帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。
    - ⑦前記10.の当行所定の手数料が支払われないとき。
    - ⑧1年以上にわたり本サービスの利用がなかったとき。
    - ⑨その他、本サービスの利用に際して不適当な行為を行ったとき。
  - ⑤前項のほか、契約者が次の各号の一つでも該当し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に通知することなく本契約を解約できるものとします。なお、この解約によっても、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたとき、その損害額を契約者が契約者の責任において補てんするものとします。
    - A. 本サービス申込時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
    - ②契約者（または代理人、法人の場合は、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人、及び主要株主等を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準拠する者（以下、これらを「暴力団等」という。）に該当し、またはそのいずれかに該当することが判明した場合。
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に對し資金等を提供し、または提供を供与するなどの非難を生じている関係を有すること
  - ⑥役員または経営に実質的に関与し、かつが暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有するものと
  - ③契約者（または代理人、法人の場合は、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人、及び主要株主等を含む。）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して脅迫的な言動をし、威力を有する行為
    - D. 風説を流布し、偽造を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

38. 関係機関の適用・準用
- この規定に定めのない事項については、関係する当行普通預金規定、総合口座引当規定、貯蓄預金規定、各種定期預金規定、当座勘定貸付規定、振込規定、投資信託取引規定、その他関連規定等により取扱います。
39. 本サービス内容内規定との相違
- ①本サービス内容及び本規定の各条項その他の条件は、金融情勢等の状況の変化その他相当の事由があるとき認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
  - ②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
40. 本サービスの廃止
- 当行は、ウェブサイト上の表示など当行所定の方法により3ヶ月前までに予告することにより本サービスを廃止することがあります。

41. 契約期間
- 本契約の契約期間はお申込日から1年間とし、特に契約者から事前に当行所定の書面による解約のお手続き、または当行からの書面による解約の通知がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。
42. 根拠等・合意書等
- 本契約の準拠法は日本法とします。本規定に基づく諸取引に関して生じた紛争については、当行本店の所在地を管轄する裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2024年3月現在】